

**富士宮市非出資漁業協同組合
内共第11号第5種共同漁業権遊漁規則**

(目的)

第1条 この規則は、富士宮市非出資漁業協同組合が免許を受けた内共第11号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象になっている水産動植物（にじます及びあまご）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、第7条の遊漁料を納付しなければならない。

(漁法の制限及び遊漁期間)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の漁法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければならない。

ア・魚種	イ・漁法	ウ・規模	エ・区域	オ・期間
にじます	餌釣	針は1本	神田川神幸橋下流端から神田宮橋上流端までの区域（以下「神田川特定区」という。）	1月1日から 12月31日
			神田川特定区以外の全区域	
	ルアー釣	ルアー針	神田川特定区以外の全区域	
	フライ釣	フライ針	神田川特定区以外の全区域	
あまご	テンカラ釣	テンカラ針	神田川特定区以外の全区域	
	餌釣	針は1本	全区域	3月1日以後で組合が公表する日から10月15日まで
	ルアー釣	ルアー針		
	フライ釣	フライ針	神田川特定区以外の全区域	
	テンカラ釣	テンカラ針		

2 禁漁区

前項の規定による漁具漁法区域期間にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の期間中は遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
清水川清水橋下流	1月1日から12月31日まで(周年)

(全長制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを探捕してはならない。

ア・魚種	イ・全長
にじます	12cm
あまご	12cm

(採捕量の制限)

第5条 神田川特定区を除く全区域において、にじます及びあまごを10匹を超えて持ち帰ってはならない。

(釣り大会のための遊漁の制限)

第6条 遊漁者は、組合が、釣大会を開催するため一定期間、一定区域における遊漁を制限した場合は、これに従わなければならない。

2 組合は、前項の制限をしようとする場合は、その10日前までにその旨を公表しなければならない。

3 前項の公表は、この組合の掲示板に掲示し、かつ、静岡新聞に掲載してこれをする。

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

(1)

魚種	区域	期間	遊漁料	
			1日	1年(期間限定)
にじます	神田川特定区	1月1日から 12月31日	1,500円	—
あまご	神田川特定区 外の全区域	3月1日以後で組合 が公表する日から 10月15日まで	1,000円	3,500円

(2) 中学生・小学生以下の遊漁料は神田川特定区においては(1)と同じ。神田川特定区以外については(1)の規程にかかわらず小学生以下は無料とし中学生は次のとおりとする。

	区域	期間	遊漁料	
			1日	1年(期間限定)
中学生	神田川特定区 外の全区域	3月1日以後で組合 が公表する日か	1,000円	1,500円
小学生	—	—	無料	無料

- (3) 第6条に基づく釣大会における大会遊漁料は、(1)及び(2)の規程にかかわらず次のとおりとする。

大会名	一般（中学生以 上）	中学生以下
にじます釣大会	3,000	1,500円

- 2 遊漁料の納付は、組合が指定する遊漁証を取扱う釣具店その他の遊漁証取扱所においてしなければならない。ただし、(1)及び(2)による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する事ができる。

(遊漁証に関する事項)

- 第8条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式(1)・(2)の遊漁証（以下単に遊漁証という。）を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の物の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

- 第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行なう事がある。

- 2 漁場監視員は、別記様式(3)による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶する事がある。この場合、遊漁者が、既に納付した 遊漁証の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は、令和6年1月1日から